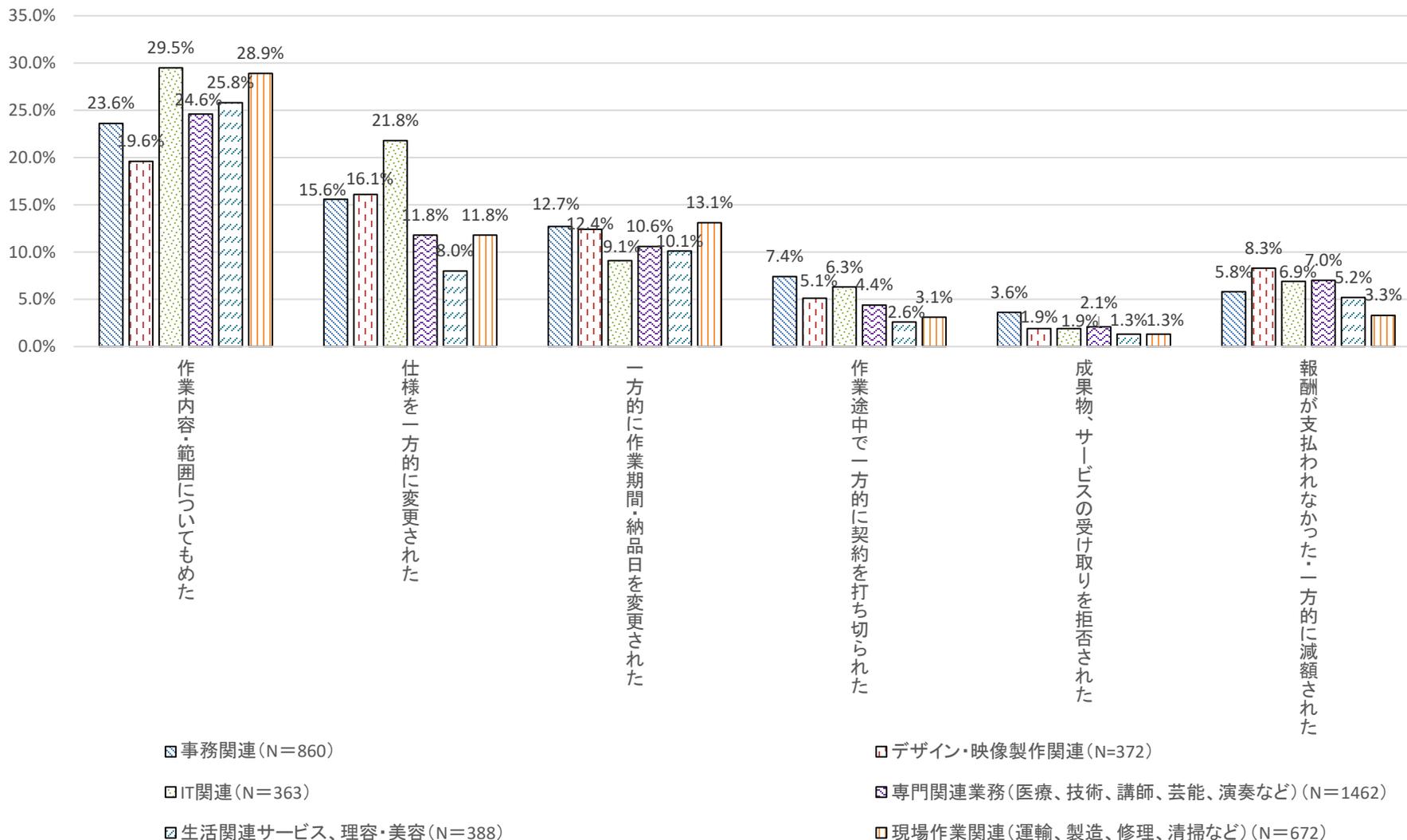


前回の御指摘を踏まえた事務局提出資料

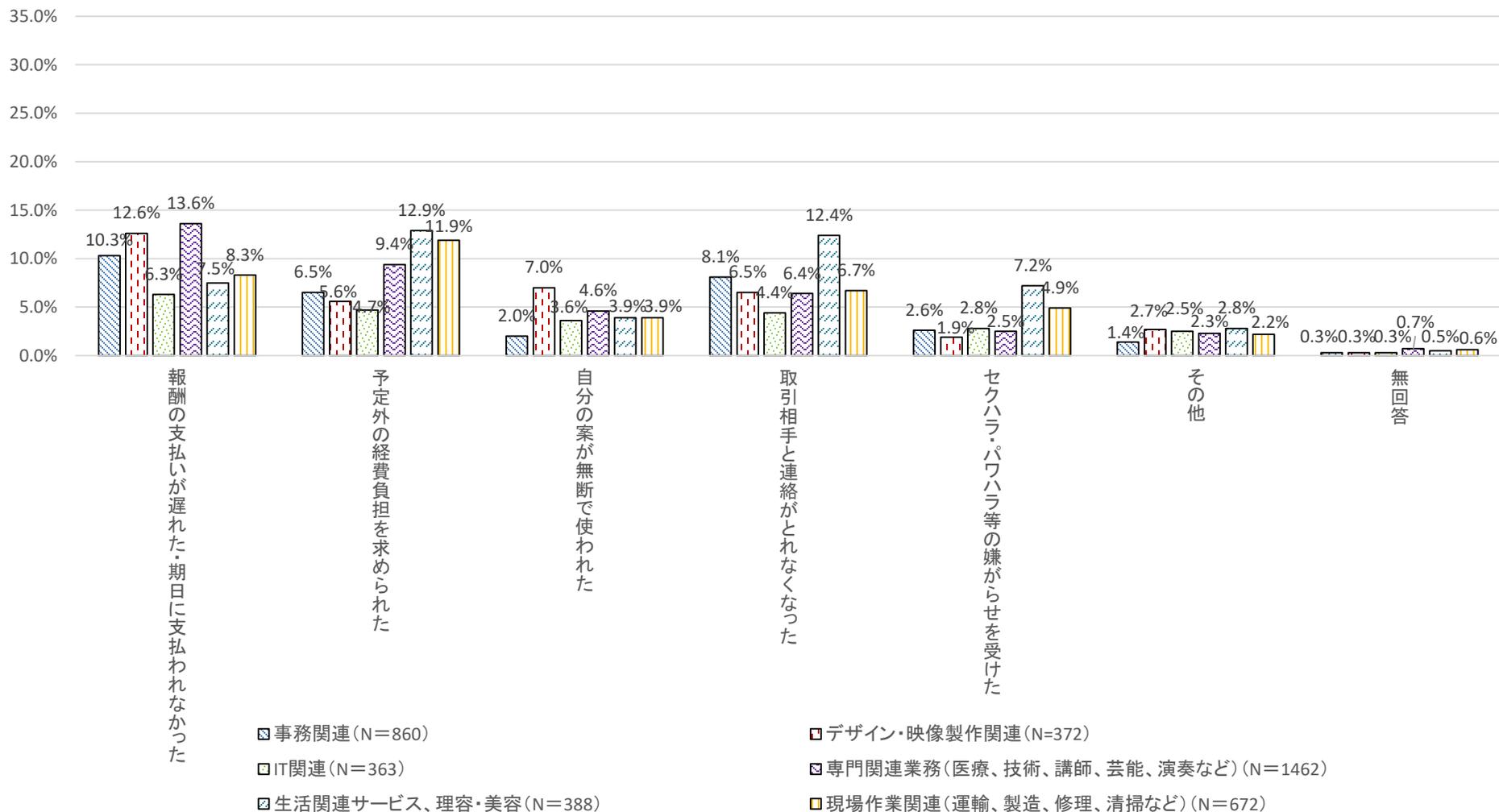
経験した中で最もよくあったトラブル(主な仕事内容別)

- 1年間で独立自営業の仕事で経験したトラブルのうち最もよくあったトラブルについて、主な仕事内容別にみたもの。
- 「作業内容・範囲についてもめた」との回答の割合は、全ての類型において最も高くなっている。
- 「仕様を一方的に変更された」との回答の割合は、「IT関連」が他の類型に比べ、高くなっている。



経験した中で最もよくあったトラブル(主な仕事内容別)

- 「報酬の支払いが遅れた・期日に支払われなかった」との回答の割合は、「専門関連業務」「デザイン・映像製作関連」等は、「IT関連」「生活関連サービス、理容・美容」等 비해、高くなっている。
- 「生活関連サービス、理容・美容」は、「取引相手と連絡がとれなくなった」との回答の割合が、他の類型に比べて高くなっている。また、「予定外の経費負担を求められた」「セクハラ・パワハラ等の嫌がらせを受けた」についても、比較的高くなっている。



(出所) JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査(ウェブ調査)」をもとに雇用環境・均等局にて作成

※1年間で独立自営業の仕事で経験したトラブルについて「トラブルはなかった」と回答した者を除く

*業種の分類は、「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書参考資料p25による

家内労働法(昭和45年法律第60号)の概要

- 「家内労働」は、メーカーや問屋等から**部品や原材料の提供を受けて、個人で又は同居の親族と、物品の製造や加工を行うもの。**

家内労働者:約10万8千人 委託者:約7,500 (平成29年10月1日現在)



- 家内労働関係には使用従属関係はなく、家内労働者は**労働基準法等の労働者ではない。**

目的 (第1条)

- 工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

家内労働手帳の交付 (第3条)

- 委託者は、家内労働者に対し、家内労働手帳を交付しなければならない。
- 家内労働手帳の記入事項は以下のとおり。
(委託時) 委託した業務の内容、工賃の単価、工賃の支払時期等
(物品受領時) 受領した物品の数量等
(工賃支払い時) 支払った工賃の額等

最低工賃の決定 (第8条～第16条)

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 45都道府県で合計99件の最低工賃(平成30年4月18日現在)

安全及び衛生に関する措置 (第17条、第18条)

- 委託者は、委託業務に関し、一定の機械、器具又は原材料等を家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによる危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 家内労働者は、機械、器具又は原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が必要な安全衛生措置を講じない場合には、委託の禁止、機械等の使用停止等の措置を執ることを命ずることができる。

家内労働の範囲について

- 家内労働法は、家内労働者の最低労働条件を定めるものであり、罰則も定められている。
- 委託等の範囲は、家内労働法において定められている。

「委託」（家内労働法第2条第1項）

- 次に掲げる行為をいう。
 - ① 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
 - ② 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

「家内労働者」（家内労働法第2条第2項）

- 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等から、**主として労働の対償を得るために**、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
 - ⇒ 家内労働者の労働者の性格を定義上、より明確にしたものであり、例えば高価な機械設備を保有する企業的なものは本法の保護の対象から除かれるものである。したがって、家内労働者の範囲は、具体的には、製造加工等に係る収入が、就業時間、技能等を考慮して、なお同種の雇用労働者の賃金と比較して相当高額になる場合には、当該製造、加工等に係る収入の主たる部分が雇用労働者の賃金に相当する部分で占められているかどうかによって判断するものとする（「家内労働法の施行について」（昭和45年12月28日基発第922号））

「委託者」（家内労働法第2条第3項）

- 物品の製造、加工等若しくは販売又は**これらの請負を業とする者**等であって、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
 - ⇒ 仲介人のうち、自己の計算に基づいて製造業者、販売業者から仕事の完成を請負い、自己の名において家内労働者に委託をするいわゆる総請けまたは請負的仲介人（ブローカー）は、委託者としたが、他方、原材料、製品の運搬を行ったり、委託者になって仕事の割り振り、工賃の支給などを行ういわゆる代理的仲介人は、委託者の「代理人その他の従業者」として、法違反の行為があった場合には、規制の対象となる。（「家内労働法の解説」（昭和56年発行／労務行政研究所））